

配偶者控除の見直しについて

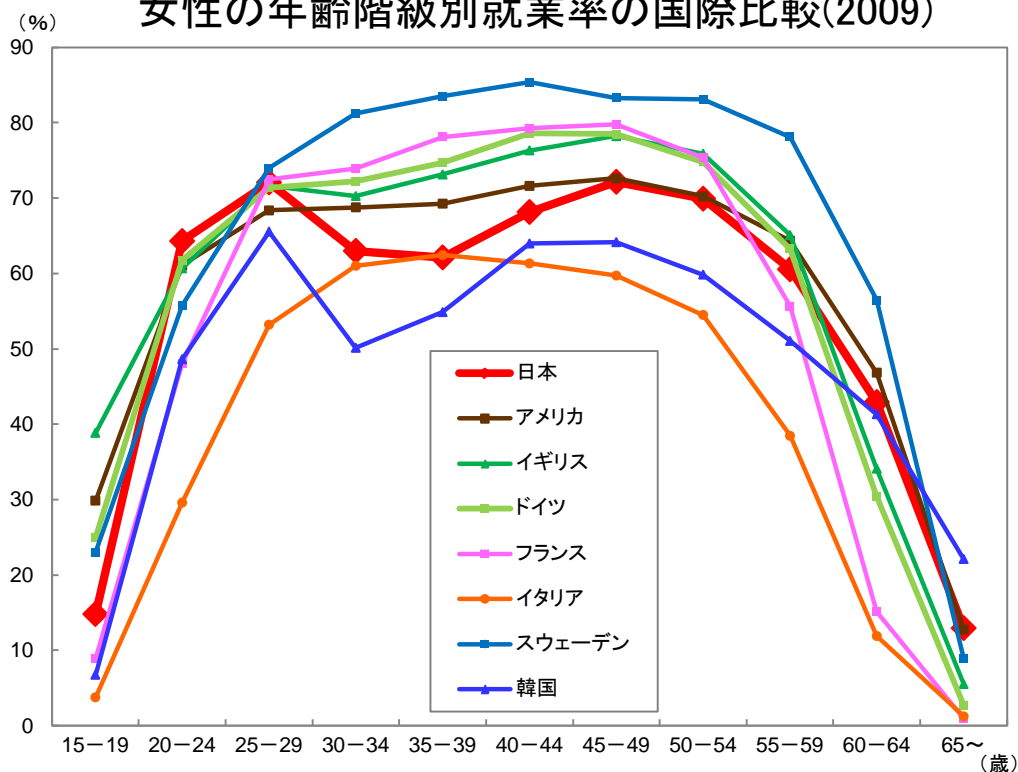


平成23年 11月 16日
厚生労働副大臣 辻 泰弘

配偶者控除の見直しについて

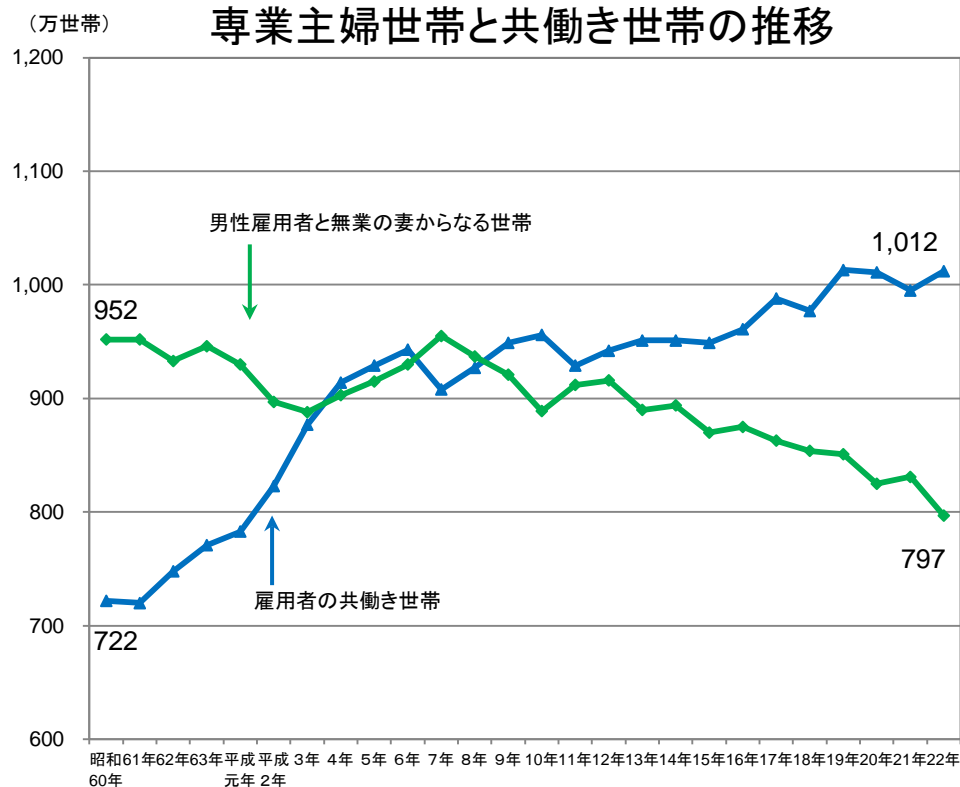
- 「新成長戦略」において、2020年(平成32年)までに25歳から44歳までの女性の就業率を73%とする目標が定められている(2009年(平成21年)66%)。
- 従来は、共働き世帯は少なかったが、平成9年以降、専業主婦世帯数を上回り、その後も増加を続けている。

女性の年齢階級別就業率の国際比較(2009)



(資料出所) : OECD Database “Labour Force Statistics”

専業主婦世帯と共働き世帯の推移



(備考)

1. 平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成。
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細結果)」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

- パートタイム労働者のうち、「就業調整をしている」者の割合は25.0%となっている。
- その理由(複数回答)として「一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから」とする者の割合は26.5%となっている。

パートタイム労働者の就業調整の有無及び就業調整をしている理由

